

# 就学援助（新入学児童生徒学用品費）の 入学前支給の受付が始まっています

就学援助とは、経済的な理由で、就学費用が負担できない家庭の子どもたちへ、その費用の援助をする制度です。

就学援助が決定すれば、学用品代・給食費・修学旅行費などが支給されます。

今年から、新入学児童生徒

学用品費（小学生20470円、中学生23550円）が入学前に支給されることになり、現在受付が始まっています。就学援助の申請はいつでもできますが、入学前支給の申請は1月31日までです。

次のいずれかに該当する方が就学援助を利用できます

- ① 生活保護の停止または廃止となった世帯
- ② 市民税の非課税・減免を受けている世帯
- ③ 国民年金の免除を受けている世帯（1/4免除は除く）
- ④ 児童扶養手当が支給されている世帯（母子家庭にくわえて父子家庭も可）
- ⑤ ①～④には該当しないが、特別な事情により経済的な理由で子どもを就学させることが困難な場合。



例えばこんな場合も  
就学援助の対象です



⑤には「経済的な理由」とありますが、所得の基準が設けられています（市議団としても議会で取り上げ実現できました）。

生活保護基準の1.25倍の所得以下の世帯が対象となりますが、目安は右の表のとおりです。

※障がいの有無などにより基準は変わってきます。

就学援助の所得基準	
世帯人数	所得基準額
2人	199万円
3人	245万円
4人	287万円
5人	324万円
6人	358万円
7人	402万円
8人	447万円
9人	492万円
10人	537万円

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか やまべひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO.1031  
2017年1月22日  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

## 市政懇談会のご案内

皆さまの要求や地域の声をしっかりとつかみ、議会の論戦に生かしていく場として、3月議会に向けた市政懇談会を開催いたします。みなさんのご意見、要望、また地域の要求など持ち寄りください。どなたでも、ご参加できます。

（主催）日本共産党熊本市議団 TEL 328-2656

日時：2月10日（金） 午後1時30分～

場所：パレア10階 会議室7



## 「北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会」

北口議員による市職員に対する不当要求等の真相究明と責任の追及を目的に、調査特別委員会が右記の通り開かれます。ぜひ傍聴にお越しください。

1月23日（月）

午前11時～

傍聴：議会棟5階モニター

（控室から）  
出張所廃止と市長の公約  
なすまどか

身近な住民サービスを提供する7つの出張所等が廃止されようとしています。住民票などの証明書は、マイナンバーカードを使いパソコンで発行できると市は説明しますが、カードそのものを持っていない市民は、わずかに8%に過ぎません。とりわけ、北部、花園、飽田の各総合出張所は、子育て・福祉の相談や手続きが行われており、障がい者医療費、ひまわりカード、さくらカードなど多くの市民が利用しています。身近な出張所をなくすことは、住民サービスの大きな低下です。大西市長の公約には、「市民が市役所に行くのではなく、区役所の職員が市民のところに行く」という理念の下で、身近な場所（例えば、コミュニティセンターや地域の公民館）で各種手続きが可能となる『仮称 巡回区役所』の導入を検討します」と明記されています。公約では、「巡回区役所」を導入すると約束し、就任半ばで、出張所の廃止を強行すること、さらには、出張所の廃止を強行すること、桜町再開発への莫大な税金投入の一方で、出張所の存続に向け、住民の方々の力も合わせ頑張りま



# マイナンバー制度 カードの交付開始から1年 住民には不要で危険な制度

## すすまないカードの普及率—熊本市でもまだ7%台

日本に住民票を持つ全員に12ケタの番号を割り振り、国が税や社会保障の情報を管理するマイナンバー制度で、住民にたいするマイナンバー（個人番号）カードの交付が始まってから今月で1年になります。

国はカードの利便性の宣伝に力を入れて、普及をすすめています。この制度が住民にとって不要で危険な制度であることを浮き

彫りにしています。

熊本市のカード交付率は、7%台と低迷しています。

マイナンバー普及のためにつぎつぎと税金をつぎ込む国の姿勢が問われます。

**●利用促進のための予算**

【総務省】カードの500万枚追加発行など **230億円**

【厚労省】医療分野での利用のためのシステム構築 **240億円**

## 重要な個人情報を持ち歩く危険性

マイナンバーカードは身分証明のほかほとんど使い道はありません。

それどころか、他人には見せてはならない個人番号と顔写真などが一つになったカード持ち歩くことのほうが、個人情報を保護する点からすれば、かえって危険です。

そもそも、マイナンバー制度

は、税の取り立ての強化と社会保障費を抑える手段にするために、国の都合で導入されたものです。

国民が制度の利便性を感じず、理解や納得もないまま、次々と税金をつぎ込み、なし崩し的にカードの利用分野を広げることが問題です。制度そのものの中止が求められます。

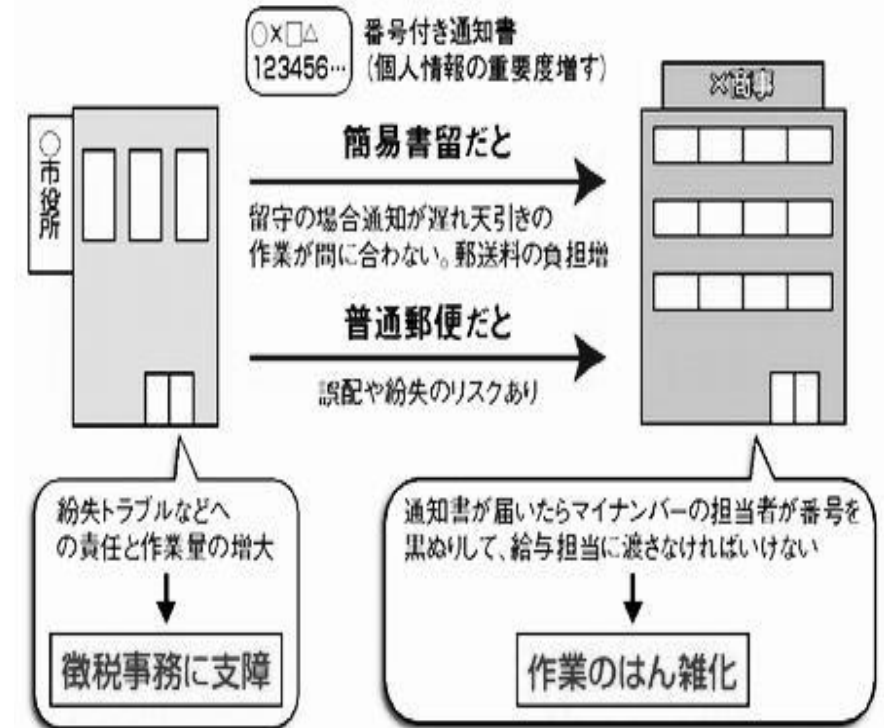
# 税の通知書にもマイナンバー 情報が漏れる危険性大 地方議会では、中止の陳情も

国は、各事業者に郵送される市町村民税などの「特別徴収税額の決定通知書」に、従業員のマイナンバーを記入するよう市町村にすすめています。

しかし、「通知書」にマイナンバーを記載し郵送することは、重大な個人情報の大量漏えいが危ぶまれます。

各地の地方議会では、番号の記載中止を求めて陳情する動きが始まっており、東京都中野区では、番号を記載しない方針を明らかにしました。

## リスクばかりの個人番号つき通知書



## 住民への押し付けやめよ—マイナンバーは中止・廃止に

一昨年、125万件の個人情報が漏れて大問題になった日本年金機構でも、1月からマイナンバーが使われるようになったことに、国民は危惧を抱いています。

住民税の徴収事務をめぐり地方自治体が事業所に従業員のマイナ

ンバーを知らせるやり方にも、自治体・住民の双方から情報漏えいの危険性を心配する声が上がっています。

国民に弊害ばかりもたらすマイナンバーは中止し、廃止に向けて見直すことが必要です。